

新型コロナウイルス感染症に係る まん延防止等重点措置の適用に対する市長コメント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向を受け、政府は本日、神奈川県を含む4県への新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を決定し、これを受け、神奈川県は、本市を含む県内3政令市を対象区域としました。

まん延防止等重点措置は、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、その都道府県全域に感染が拡大するおそれがある場合に、その区域に絞って、外出自粛や飲食店の営業時間短縮の要請など、必要な措置を講じるもので、今回は、4月20日から5月11日が適用期間となります。

3月21日をもって緊急事態宣言が解除されてから、約1か月という短期間で今回の措置に至ったことは、市民の皆様、事業者の皆様のご負担を思うと心苦しい限りですが、今後の感染再拡大を防ぐため、間もなく迎える大型連休においてもできるだけ外出を控えるなど、一人ひとりが実行可能な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

本市といたしましても、感染症対策を始め、生活支援策や各種経済対策等を引き続き推進してまいります。

また、ワクチン接種につきましては、4月12日から高齢者施設の入所者及び従事者への「訪問接種」を開始いたしました。5月中旬からは、市が設置する会場での「集団接種」を実施するとともに、6月以降、医療機関での「個別接種」を順次実施していく予定であり、引き続き市民の皆様が安心してワクチン接種を受けることができるよう、取り組んでまいります。

最後になりますが、今現在も医療現場の最前線で対応をされている医療従事者を始め、感染拡大の予防に取り組まれている多くの市民の皆様、事業者の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、感染された方の一日も早い回復をお祈りいたします。併せて、感染された方やご家族等の人権尊重・個人情報保護にもご理解とご配慮をお願いいたします。

令和3年4月16日

相模原市長 本村 賢太郎

問合せ先
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044